

令和 7 年度

道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新）

主要地方道山形山寺線高瀬川橋工区

高瀬川橋仮橋撤去に伴う鉄くず売り払い

仕様書

村山総合支庁建設部

1 仕様書の運用

この仕様書は、山形県を売主とする『令和7年度 道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新）高瀬川橋仮橋撤去工事により発生した鉄くず（以降「鉄くず」という。）』の物件売払単価契約に適用するものである。

2 契約の内容及び対象

鉄くず 332.68 t

（別紙のとおり。なお、重量については概略の数量であり、数量を保証するものではなく、運搬後の計量結果により増減する。）

3 契約単価

- （1） この物件では、鉄くず 1 t あたりの単価（消費税及び地方消費税相当額相当額を含む）を契約する。
- （2） 落札決定にあたっては、入札書に記載された単価に当該単価の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって落札価格とする。

4 引き渡し条件

- （1） 引き渡し場所については、別添、位置図に明記する山形市大字大森 1481 地内（山形建設株式会社資材置き場）とする。
- （2） 引き渡し期間については、契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日（金）までとする。
- （3） 引き渡し場所に存置する鉄くずの搬出に係る積込及び運搬作業については、買受者の負担とする。
- （4） 買受者は、売主に対して、予め引き渡し日時を報告するものとする。

5 鉄くずの買受量の計量及び報告

- （1） 買受者は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める定期検査を受け、合格した計量器により、引渡しを受けた鉄くずの数量を計量するものとする。
- （2） 買受者は、上記（1）の結果として速やかに下記を売主に報告するものとする。
 - ① 計量証明用設備による計量証明書
 - ② 状況写真（撤去前、撤去後、計量時）
- （3） 本項に係る費用については、買受者の負担とする。
- （4） （1）の計量時に県が立会を求める場合は、買受者はこれに応じなければならない。

6 買受代金

- （1） 買受代金については、上項 5 で報告された数量を売主が集計し、合計 10kg 未満を切り捨てた数量に契約単価を乗じて得た額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加えた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- （2） 買受者は、売主が発行する納入通知書により、指定日までに買受代金を納付するものとする。

- (3) 買受者は、買受代金を納付した後、受領書に金融機関の納収印が押印された「納入通知書兼領収証書」の写しを添えて、速やかに売主に提出するものとする。

7 所有権の移転

契約物件の所有権は、買受者が買受代金を売主に納付した時をもって、売主から買受者に移転するものとする。

8 管理責任及び危険負担

- (1) 契約物件の管理責任は、契約物件を引き渡した時をもって、売主から買受者に移転するものとする。
- (2) 契約物件の引き渡しから買受代金を納付するまでに生じた損害で、売主の責に帰すことができない損害については、全て買受者の負担とする。

----- END -----

高瀬川橋仮橋 鋼材 売払い予定数量（参考）

- ① 上部工：256.07 t
- ・主桁等 103.98 t
 - ・覆工板 143.75 t
 - ・仮設高欄（ガードレール） 8.34 t
- ② 下部工：76.61 t
- ・杭橋脚（受枠・支持杭） 69.29 t
 - ・鋼矢板 7.32 t

合計：332.68 t（鉄材）